前橋市一般職の職員の給与に関する条例等の改正について（議案第１５４号）

職員課・経営企画課

１　改正の理由

国の職員等に準じ、本市一般職の職員、一般職の任期付職員及び企業職員の給与を改める。

２　主な内容

(1) 前橋市一般職の職員の給与に関する条例関係

ア　一般職の職員の給料表の改正

行政職給料表、消防職給料表及び医療職給料表を改める。

行政職給料表適用者の場合（平均給料月額）

現　　行	改　正　案	改　定　幅	改　定　率
３５１，４９０円	３６２，７４７円	１１，２５７円	３．２０％

イ　一般職の職員の期末・勤勉手当の改正

(ｱ) 第１条関係

令和８年１２月期の期末・勤勉手当の支給月数を次のとおり改める。

区　　分		現　行	第１条関係 改　正　案	改 定 幅
一　般　職　員	期末手当	1.2625月	1.2875月	0.025月
	勤勉手当	1.0625月	1.0875月	0.025月
特定幹部職員	期末手当	1.0625月	1.0875月	0.025月
	勤勉手当	1.2625月	1.2875月	0.025月

(ｲ) 第２条関係

ａ　令和９年度以降の６月期の期末・勤勉手当の支給月数を次のとおり改める。

区　　分		現　行	第２条関係 改　正　案	改 定 幅
一　般　職　員	期末手当	1.2625月	1.275月	0.0125月
	勤勉手当	1.0625月	1.075月	0.0125月
特定幹部職員	期末手当	1.0625月	1.075月	0.0125月
	勤勉手当	1.2625月	1.275月	0.0125月

ｂ　令和９年度以降の１２月期の期末・勤勉手当の支給月数を次のとおり改める。

区　　分		第１条関係 改　正　後	第２条関係 改　正　案	改　定　幅
一　般　職　員	期末手当	1.2875月	1.275月	△0.0125月
	勤勉手当	1.0875月	1.075月	△0.0125月
特定幹部職員	期末手当	1.0875月	1.075月	△0.0125月
	勤勉手当	1.2875月	1.275月	△0.0125月

ウ　初任給調整手当の改正

医療職給料表の適用を受ける職員に対する第１種初任給調整手当の支給月額の限度を４１万８，６００円（現行４１万７，６００円）に引き上げる。

エ　広域異動手当の新設

広域的な異動等を行った職員に対し、当該異動等の日から３年間、当該異動等に係る公署間の距離に応じた広域異動手当を支給することとし、その支給に係る距離の基準及び支給月額は、次のとおりとする。

(ｱ) ３００㎞以上　給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に１００分の１６を乗じて得た額

(ｲ) ６０㎞以上３００㎞未満　給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に１００分の８を乗じて得た額

オ　転居手当の新設等

単身赴任手当の加算を廃止するとともに、職員が異動等により住居を移転した場合で一定の要件を満たすときは、当該異動等の日の属する月の翌月（当該異動等の日が月の初日であるときは、その日の属する月）から３年間、転居手

当を支給することとし、その支給月額の限度を４万３，０００円（単身赴任手当を支給される職員にあっては、１０万５，０００円）とする。

カ　宿日直手当の改正

(ｱ) 宿日直勤務を命ぜられた職員に対する勤務１回当たりの宿日直手当の支給額の限度を５，０００円（現行４，７００円）に引き上げる。

(ｲ) 常直的な宿日直勤務を命ぜられた職員に対する宿日直手当の支給月額の限度を２万５，０００円（現行２万３，５００円）に引き上げる。

(2) 前橋市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例関係

ア　特定任期付職員の給料表の改正

（給料月額）

号給	現　　行	改　正　案	改　定　幅
1	４０５，０００円	４１９，０００円	１４，０００円
2	４５５，０００円	４７０，０００円	１５，０００円
3	５０８，０００円	５２５，０００円	１７，０００円
4	５７４，０００円	５９３，０００円	１９，０００円
5	６５５，０００円	６７７，０００円	２２，０００円
6	７６５，０００円	７９０，０００円	２５，０００円
7	８９３，０００円	９２３，０００円	３０，０００円

イ　特定任期付職員の期末・勤勉手当の改正

(ｱ) 第３条関係

令和８年１２月期の期末・勤勉手当の支給月数を次のとおり改める。

区　　分	現　　行	第３条関係 改　正　案	改 定 幅
期末手当	0.9625月	0.9875月	0.025月
勤勉手当	0.8875月	0.9125月	0.025月

(ｲ) 第４条関係

a　令和９年度以降の６月期の期末・勤勉手当の支給月数を次のとおり改める。

区　　分	現　　行	第４条関係 改　正　案	改 定 幅
期末手当	0.9625月	0.975月	0.0125月
勤勉手当	0.8875月	0.9月	0.0125月

b　令和９年度以降の１２月期の期末・勤勉手当の支給月数を次のとおり改める。

区　　分	第３条関係 改　正　後	第４条関係 改　正　案	改 定 幅
期末手当	0.9875月	0.975月	△0.0125月
勤勉手当	0.9125月	0.9月	△0.0125月

c　勤勉手当の支給総額について、職員の数、人事評価の結果その他の事情を考慮して特に必要と認められる場合には、当該総額を超えた額とすることができることとする。

(3) 前橋市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例関係

広域異動手当及び転居手当を新設する。

３　施行期日等

(1) 施行期日

公布の日（ただし、２の(1)のイの(ｲ)、エ及びオ、(2)のイの(ｲ)並びに(3)については、令和９年４月１日）

(2) 遡及適用日

２の(1)のア、ウ及びカ並びに(2)のア　令和８年４月１日

２の(1)のイの(ｱ)及び(2)のイの(ｱ)　令和８年１２月１日

４　附則で改正する条例

(1) 前橋市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例

(2) 前橋市職員の高齢者部分休業に関する条例

(3) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される前橋市職員の処遇等に関する条例

(4) 公益的法人等への前橋市職員の派遣に関する条例

(5) 前橋市職員の退職手当に関する条例